

有馬警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取組み活動を行います。

重点路線

重点路線

路線(区間)	重点時間帯
県道神戸三田線(日下部交差点～大池見山台交差点)	10時～18時

重点地域

重点地域

地域	重点時間帯
神戸電鉄岡場駅周辺	10時～19時
神戸電鉄唐櫃台駅周辺	10時～19時
有野団地周辺	10時～19時
有馬温泉周辺	13時～18時

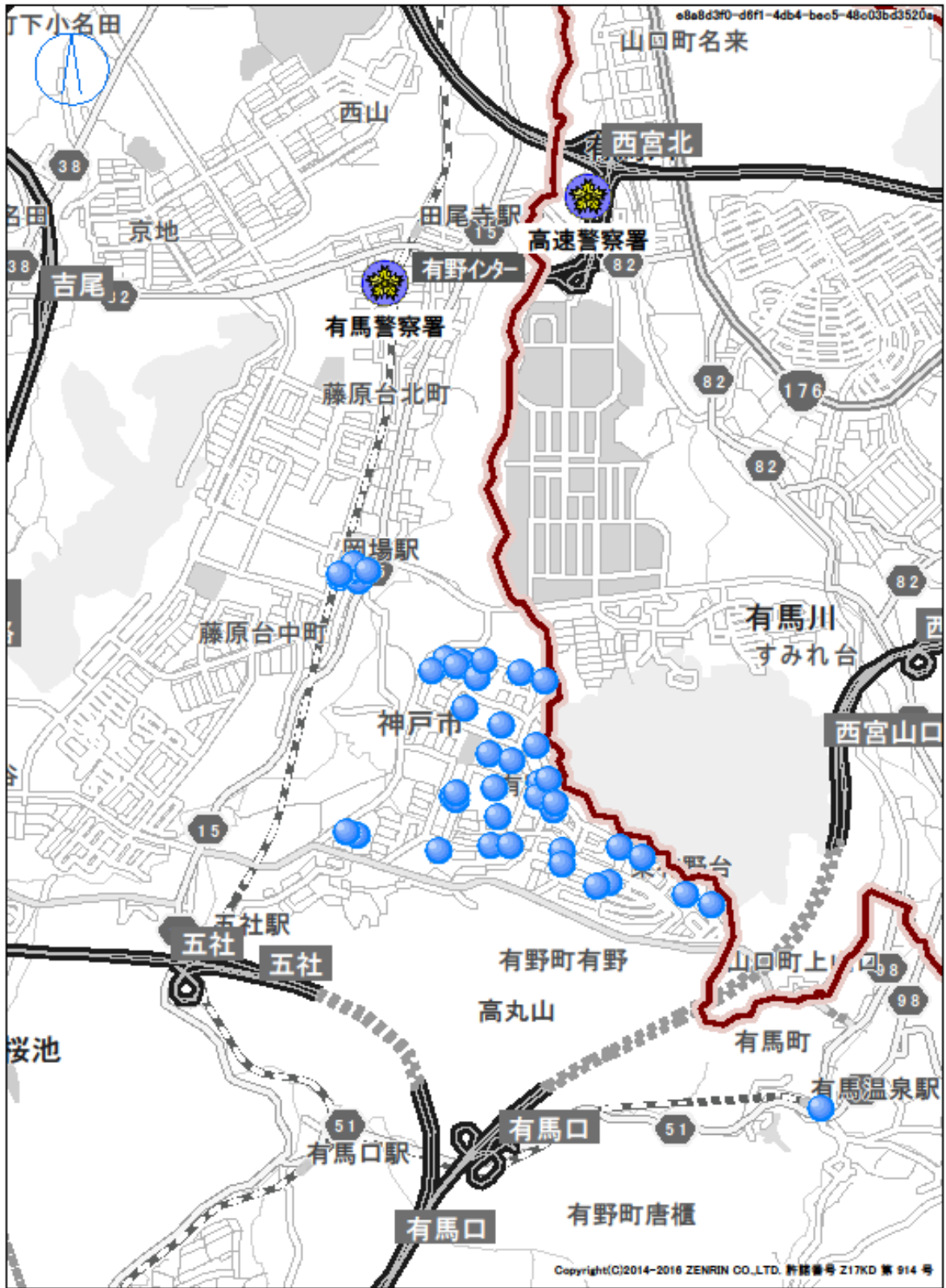
兵庫県有馬警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	最重点路線	}	■
	重点路線		
例	最重点地域	}	■
	重点地域		

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第101号)」

兵庫県有馬警察署 確認標章取付け状況



期間	平成29年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付け者	警察官及び駐車監視員